

## 「未来に伝える山形の宝」登録制度について

### 制度の目的・趣旨

地域にのこる有形・無形の様々な文化財を保存・活用する取組みを、「未来に伝える山形の宝」として登録・推進することで、文化財の保護を図るとともに、郷土に対する誇りと愛着を育み、地域活性化や新たな交流の拡大につなげていくことを目的としています。

### 「未来に伝える山形の宝」とは

文化財は、指定の有無にかかわらず、先人が大切に守りのこしてくれた宝物であり、山形県民として誇れるものを、地域で守り、活用し、未来に継承していこうという思いや活動を含めたものが「未来に伝える山形の宝」です。

### 登録の対象

歴史・文化・自然など共通するテーマで結び付いた複数の文化財により構成されており、文化財の保存と、地域（歴史的・文化的・自然的な結びつきを有する一定のエリア）における文化財の活用が一体となった取組みを登録します。



#### 〈要件〉

- ・ 地域の自然及び歴史・文化の特徴や魅力を表しているもの
- ・ 構成する文化財の保存・活用の考え方が示されていること
- ・ 構成する主な文化財が、山形県文化財保存活用大綱に掲げる文化財等の範囲の文化財又は文化的所産であること
- ・ 地域の活性化や交流の拡大につながる継続した取組みであり、文化財の保存と活用の好循環を生み出すことが期待できる取組みであること

#### ❖文化財とは…

建造物や美術工芸品、土偶などの有形文化財、民俗芸能などの無形文化財、古墳や城跡、庭園、樹木、動植物などの記念物、文化的景観などです。

#### ❖文化的所産とは…

現在必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、それぞれの地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的なものを指します。

#### ❖保存、活用の取組みとは…

- ・ 文化財の保存修理と公開、文化財等を巡るまち歩きルートの作成、まち歩きのためのマップの作成や案内板の設置、案内人の養成・・・など
- ・ 文化財の保存・修理に必要な原材料を確保するための取組みや、技術の継承のための取組み・・・など
- ・ 能や歌舞伎などの民俗芸能を核に、県外やイベントでの上演、後継者の育成・・・など
- ・ 将来の文化財の担い手である子どもたちや親子向けの公開又は体験事業・・・など

#### ❖他にも…

歴史的価値を持つ建造物、地域にゆかりのある史跡や景観地、旧街道などの往来、巨木などの記念物とそれらを育んだ自然などをテーマとした多様な取組みが考えられます。